

主な保険用語のご説明

- ① **約款** やっかん 保険契約上のいろいろなとりきめを記載したものです。
- ② **主契約と特約** しゅけいやく とくやく 保険の基本となる契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるなどのために、主契約に付加する契約を特約といいます。
- ③ **保険証券** ほけんしょうけん 契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
- ④ **契約者** けいやくしゃ 保険会社と保険契約を結び、契約上の権利(たとえば、契約内容変更などの請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことです。
- ⑤ **被保険者** ひほけんしゃ その人の生死・入院(手術)などが保険の対象となる人のことです。
- ⑥ **受取人** うけとりにん 死亡保険金・入院給付金などを受け取る人のことです。(契約者が指定します。)
- ⑦ **保険金** ほけんきん 被保険者の死亡・高度障害・満期などに該当したときにお受取りになるお金です。
- ⑧ **給付金** きゅうふきん 災害・疾病により入院や手術を受けたとき、災害により身体に障害が生じたときにお受取りになるお金です。
- ⑨ **保険料** ほけんりょう 契約者にお払込みいただくお金のことです。
- ⑩ **告知義務と告知義務違反、解除** こくちぎむ と こくちぎむいはん かいじょ 34 ページをご参照ください。
- ⑪ **事実の確認など** じじつ かくにん 35 ページをご参照ください。
- ⑫ **責任開始期(日)** せきにんかいしき 申し込まれた契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- ⑬ **支払事由** しはらいじゆう 約款で定める、保険金・給付金をお支払いする場合をいいます。
- ⑭ **免責事由** めんせきじゆう 約款で定める、保険金・給付金をお支払いできない場合をいいます。